訪問介護　・ 介護予防訪問介護相当サービス　重要事項説明書

令和７年４月１日現在

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 に対する訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	柏崎市社会福祉協議会　訪問介護事業所
所　在　地	新潟県柏崎市扇町３番３７号
電話番号	０２５７－４１－４８２７
指定年月日	訪問介護：平成 12 年 2 月 21 日　介護予防訪問介護相当サービス：平成 27 年 4 月 1 日
事業所番号	１５７０５００２０５
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス
営　業　日	日曜日から土曜日（ただし介護予防訪問介護相当サービスは、月曜日から金曜日）
営業時間	午前７時～午後７時 （ただし介護予防訪問介護相当サービスは、午前８時～午後６時）
通常の事業の実施地域	柏崎市　・　刈羽村

<出張所＞

所在地	新潟県柏崎市高柳町岡野町 1801 番地 柏崎市高齢者生活支援施設結の里内
電話番号	０２５７－３１－９３１１（代表）

2. 業務従事者

職　種	員数	業務内容
管理者	１名	事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者	１名以上	事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
介護職員	常勤換算で３名以上	作成された訪問介護計画・介護予防サービス・支援計画に従い、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

3. 提供するサービスの内容

（1）訪問介護

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の利用者に必要な日常生活上の援助を行うサービスです。

なお、サービスの内容により、「身体介護が中心である場合（身体介護中心型）」、「生活援助が中心である場合（生活援助中心型）」の２つに区分されます。それぞれの内容は、次のとおりです。

ア．身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助を行います。

（例）　排せつ・食事介助、清しき・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、外出介助、起床及び就寝介助、服薬介助、自立生活支援のための見守り的援助　など

イ．生活援助

家事を行うことが困難である利用者に対して、家事の援助を行います。

（例）掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、被服の補修、一般的な調理、配下膳、買い物・薬の受け取り　など

（2）介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の利用者に必要な日常生活上の支援を行い自立を促し、維持を図るサービスです。

なお、サービスの内容により、「身体介護が中心である場合（身体介護中心型）」、「生活援助が中心である場合（生活援助中心型）」があり、それぞれの内容は、次のとおりです。

ア．身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び支援を行います。

（例）　排せつ・食事介助、清しき・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、外出介助、起床及び就寝介助、服薬介助、自立生活支援のための見守り的援助　など

イ．生活援助

利用者ができる限り、自ら家事等を行うことができるための支援を行います。

（例）　掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、被服の補修、一般的な調理、配下膳、買い物・薬の受け取り　など

4. 業務取扱い方針

（1）訪問介護

あなたの心身の状態やご家庭の環境を踏まえ、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と、私たちの作成する「訪問介護計画」に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問介護サービスを提供します。

（2）介護予防訪問介護相当サービス

あなたの心身の状態やご家庭の環境と、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業者の作成する「介護予防サービス・支援計画」と、私たちの作成する「訪問型サービス計画」を踏まえ、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供します。

5. 利用料

（1） 利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合にお支払いただく利用者負担金は、原則として厚生労働大臣が告示で定める金額（介護予防訪問介護相当サービスは、柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める金額）の 1 割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額です。ただし、介護保険給付及び介護予防給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、利用料の全額をご負担いただきます。

①訪問介護

<table>
<tr><td>サービス内容</td><td colspan="5">利用料（1 回につき）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">身体介護</td><td>20 分未満</td><td>20 分以上 30 分未満</td><td>30 分以上
1 時間未満</td><td>1 時間以上
1 時間 30 分未満</td><td>1 時間 30 分以上</td></tr>
<tr><td>1,630 円</td><td>2,440 円</td><td>3,870 円</td><td>5,670 円</td><td>30 分増すごとに 820 円を加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">身体介護に引き続き「生活援助中心型」を提供する場合</td><td colspan="2">20 分以上
45 分未満</td><td colspan="2">45 分以上
70 分未満</td><td>70 分以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">650 円を所定額に加算</td><td colspan="2">1,300 円を所定額に加算</td><td>1,950 円を所定額に加算</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>サービス内容</td><td colspan="3">利用料（1 回につき）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活援助</td><td>20 分未満</td><td>20 分以上
45 分未満</td><td>45 分以上</td></tr>
<tr><td></td><td>1,790 円</td><td>2,200 円</td></tr>
</table>

（注１）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に ２人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の２倍の額となります。
（注２）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
（注 3）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額
特定事業所加算Ⅰ	厚生労働大臣が告示で定める体制、人材要件に適合している事業所が提供するサービスに加算	利用料の２０％の額（１回につき）
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	２，０００円（１月につき）
夜間・早朝加算	夜間（午後６時～午後１０時）または早朝（午前６時～午前８時）にサービスを提供した場合に加算	利用料の２５％の額（１回につき）
緊急時訪問介護加算	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅介護サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合	１，０００円（１回につき）
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員の処遇を改善することを目的に、加算額全てを介護職員の賃金改善に充当する場合	利用料の１４．５％の額
□中山間地域等居住者へのサービス提供加算	通常の事業の実施地域を越えて中山間地域等に居住する者に対するサービス提供に対して加算	利用料の５％の額（１回につき）

②介護予防訪問介護相当サービス

【基本部分】

	サービス内容	利用料
訪問型サービス／221（標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合）	現行どおり 60 分程度	2,870 円（１回につき）
訪問型サービス／213	1 週に 2 回を超える程度 ＊1 月 13 回以上	37,270 円（１月につき）
訪問型短時間サービス／2	20 分未満の訪問型サービスを利用した場合 ＊1 月 22 回まで	1,630 円（１回につき）

【加算】

加　算　の　種　類	加　　算　　の　　要　　件	加　　算　　額
初回加算	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	２，０００円 （１月につき）
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員の処遇を改善することを目的に、加算額全てを介護職員の賃金改善に充当する場合	利用料の１４．５％の額
□中山間地域等居住者へのサービス提供加算	通常の事業の実施地域を越えて中山間地域等に居住する者に対するサービス提供に対して加算	利用料の５％の額 （１月につき）

(注 1)訪問型サービスの費用については、基本的に１回当たりの金額により算定しますが、1 月 13 回を超える訪問回数となった場合には、1 月当たりの金額で 37,270 円となります。
(注 2)上記の基本利用料は、柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なおその場合には、新しい基本利用料を書面でお知らせします。
(注 3)本文にも記載のとおり、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご留意ください。

（２）その他の費用

キャンセル料金	□実費（１回につき３００円）をご負担いただきます。 キャンセル料金の取扱いについては、以下の場合が対象となります。 ①　サービス利用の当日にキャンセルした場合 ②　サービス利用の前日午後３時までに中止の連絡がない場合 ※　ただし、介護予防訪問介護相当サービスご利用の場合はいただきません 連絡先（電話番号）：訪問介護事業所（０２５７－４１－４８２７）

6.　緊急時等における対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医及び家族への連絡を行う等必要な措置を講じます。

7.　事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

８．虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じます。

①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②虐待の防止のための指針を整備します。

③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

④虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者　（管理者・佐藤　美幸）

⑤虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

9. 身体的拘束等の適正化

①利用者又は利用者等の生命又は身体の保護をするため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また緊急的に身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

10. 苦情相談窓口

①　事業所における苦情及び相談は、次の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	柏崎市扇町３番３７号
受付窓口	柏崎市社会福祉協議会　訪問介護事業所
受付時間	午前８時３０分～午後５時１５分（月曜日から金曜日）
電話番号	０２５７－４１－４８２７

②当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	電話番号
柏崎市役所 介護高齢課	０２５７－２３－５１１１
刈羽村役場　福祉保健課	０２５７－４５－２２４４
新潟県国民健康保険団体連合会	０２５－２８５－３０２２

11. 第三者評価

第三者評価は、実施していません。

12. サービスの利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たって注意していただきたいことは次のとおりです。

①あなたが訪問介護員の交替を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所までご連絡ください。

② 訪問介護員は次に該当する行為は行いません。

・医療行為及び医療補助行為

・年金などの金銭の取り扱い

・ご契約者若しくはその家族等からの物品等の授受

・ご契約者以外の家族等に対する訪問介護サービスの提供

・その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為